

## 10 農事組合法人の特例

### (1) 「協同組合等」の特例

農事組合法人には、① 共同利用施設の設置、農作業の共同化に関する事業を行う法人（1号）と②農業経営を行う法人（2号）があります。法人税法では、農業経営を行う法人のうち、事業に従事する組合員に対し給与を支給しない法人を「協同組合等」として特例の取り扱いをしています。

ここで給与というのは、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有するもので、この給与を支給しない法人は、配当として従事分量配当で支払うこととなります。

#### ■ 法人税率が19.0%（特例15.0%）に軽減される

普通法人では、資本金1億円以下の中小法人の場合で、年所得800万円以下の金額が19.0%（特例15.0%）、800万円を超える金額が25.5%となります。

※この税率は平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

【参照】 VI 集落法人の会計と税務 6 法人税のしくみ（152ページ）

#### ■ 従事分量配当及び利用分量配当は損金の額に算入される

給与を支給しない農事組合法人が、従事分量等に応じてした配当金額は、法人の所得の計算上、損金の額に算入されます。

この場合、従事分量配当等を受けた組合員にとっては事業所得とみなされ、その他の個人所得と合算して所得税が課税されることとなります。

なお、出資配当は損金とはなりません。

#### ■ 清算所得に対する税率軽減

#### ■ 事業税の軽減

農事組合法人で、確定給与を支給しない法人（事業税では特別法人という）は、事業税の軽減があります。

なお、農事組合法人で農業生産法人が行う農業に対しては、事業税はすべて非課税となります。

### (2) 農事組合法人一般の特例

#### ■ 加入金の益金不算入

新たに組合員となる者から徴収した加入金は、益金に算入しません。この加入金は、新旧組合員の持ち分を調整するためのものであり、資本等取引に該当するので益金になりません。

#### ■ 登録免許税の免除

農事組合法人の設立、解散、定款変更等の登録免許税は免除されます。

## ■ 印紙税関係

出資制の農事組合法人が発行する出資証券の印紙税は非課税。また、農事組合法人と組合員との受取書に対しても非課税となります。

## ■ 不動産取得税の特例

農業近代化資金、農林漁業金融公庫の融資を受けて取得した共同利用施設（生産、保管、加工用家屋）については、その家屋の価額から、価額に借入金の割合を乗じて得た額が控除されます。

国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得した共同利用施設（生産、保管、加工用家屋）については、その家屋の価額から、価額の補助割合を乗じた額が控除されます。

## ■ 事業税の軽減

農地法第2条第3項に掲げる要件（農業生産法人の要件）を具備している農事組合法人が行う農業に対しては、法人事業税が非課税となっています。